

青森県報

第二十七号

令和元年
七月五日
(金曜日)

告 示

○右 同……………(同) ……五

公 営 企 業

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する告示……………(病院管理局) ……六

目 次

○道路の区域の変更……………(道路課) ……一
○道路の供用の開始……………(同) ……一
○海岸保全区域の指定の一部改正……………(河川砂防課) ……二

公 告

○特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する
同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活
文化課) ……二
○大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……二
○建設業者の許可の取消し……………(三八地域
民局) ……五

青森県告示第百八十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和元年八月四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和元年七月五日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間		変更の 前後別		敷地の延長	備考
			後	前	後	前		
1	県道	弘前鯨ヶ沢線	弘前市大字浜の町東二丁目一の二から 弘前市大字浜の町東二丁目二の七まで	九・六〇メートルから 一七・二〇メートルまで	九・六〇メートルから 二二・八〇メートルまで	一〇二・七七メートル	一〇二・七七メートル	

青森県告示第百八十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和元年八月四日まで青森県県土整備部道路

課において一般の縦覧に供する。

令和元年七月五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森市緑三丁目九の二
 代表取締役 相馬敏行

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
株式会社丸啓 青森市新町二丁目五の六 代表取締役 前田秀夫	変更なし	
對馬忠雄 青森市本町五丁目一の二七	変更なし	
株式会社翁屋 青森市南佃一丁目一八の一五 代表取締役 阿部隆昭	株式会社翁屋 青森市南佃一丁目一八の一五 代表取締役 阿部淳之輔	平成 三〇・七・二
ニュータウン商事株式会社 青森市緑三丁目九の二 代表取締役 相馬敏行	変更なし	
株式会社コーエー 青森市大字鶴ヶ坂字田川四八の一 代表取締役 棟方光栄	変更なし	
株式会社橋文 八戸市卸センター一丁目九の一 代表取締役 橋本博文	変更なし	
株式会社キクヤマメガネ 青森市新町一丁目一の一七 代表取締役 羽田和弘	変更なし	
有限会社沖館薬局 青森市柳川二丁目四の一九 代表取締役 岡島祐史	変更なし	
株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	変更なし	
イオンリテール株式会社 青森市美浜区中瀬一丁目五 の二 代表取締役 岡崎又一	イオンリテール株式会社 青森市美浜区中瀬一丁目五 の二 代表取締役 井出武美	三・三・一

エム・ワイ有 青森市桜川九丁目二の二〇 代表取締役 高谷政夫	変更なし	
株式会社神戸屋呉服店 青森市堤町二丁目二三の六 代表取締役 足立均	変更なし	
株式会社成田本店 青森市新町一丁目一三の四 代表取締役 成田耕造	株式会社成田本店 青森市新町一丁目一三の四 代表取締役 福田則人	三〇・七・六
有限会社リケン洋食器店 青森市新町二丁目二の七 代表取締役 田中晃	変更なし	
株式会社ヤマダヤ 愛知県名古屋市中区城西一丁目三 の五 代表取締役 山田太郎	変更なし	
株式会社アメリカ屋 宮城県仙台市宮城野区萩野町二丁 目二四の二 代表取締役 中分孝一	株式会社アメリカ屋 宮城県仙台市宮城野区萩野町二丁 目二四の二 代表取締役 林史郎	三〇・四・二
株式会社タカキュー 東京都板橋区板橋三丁目九の七 代表取締役 木内守	変更なし	
成田元秀 青森市長島二丁目一〇の六	変更なし	
株式会社フレックスコーポレー ション 青森市第二間屋町一丁目五の二六 代表取締役 加川澄子	変更なし	
株式会社水晶堂 八戸市城下一丁目二七の五 代表取締役 小野寺太朗	変更なし	
株式会社ファイブ・フォックス 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目六〇 の七 代表取締役 上田稔夫	変更なし	
株式会社モリエ 愛知県稲沢市天池五反田町一 代表取締役 坪井茂則	株式会社モリエ 愛知県稲沢市天池五反田町一 代表取締役 内野伸彦	三〇・五・三

株式会社大創産業 青森県東広島市西条吉行東一丁目 四の四 代表取締役 矢野博文	株式会社大創産業 青森県東広島市西条吉行東一丁目 四の四 代表取締役 矢野靖二	三〇・三・一	株式会社グリーンハウスフーズ 東京都新宿区西新宿三丁目二〇の 二 代表取締役 田沼千秋	変更なし	有限会社セアマン 秋田県秋田市中通二丁目八の一 代表取締役 伊藤博	変更なし	和田美紀子 青森市本町二丁目七の八	変更なし	Aslime エステール株式会社 東京都港区虎ノ門四丁目三の一三 代表取締役 丸山雅史	エステールホールディングス株式 会社 東京都港区虎ノ門四丁目三の一三 代表取締役 丸山雅史	三〇・二〇・一	株式会社赤ちゃん本舗 大阪府大阪市中央区南本町三丁目 三の二 代表取締役 佐藤好潔	変更なし	有限会社グランド 青森市緑三丁目九の二 代表取締役 葛西幸治	変更なし	株式会社ワールド 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁 目八の一 代表取締役 寺井秀藏	変更なし	株式会社ヒートン 弘前市大字南大町一丁目九の一 九 代表取締役 伊藤敏明	変更なし	株式会社モリタ 秋田県秋田市山王三丁目三の九 代表取締役 盛田良次	変更なし	株式会社東京デリカ 東京都葛飾区新小岩一丁目四八の 一四 代表取締役 木山茂年	変更なし
--	--	--------	--	------	---	------	----------------------	------	---	--	---------	--	------	--------------------------------------	------	---	------	---	------	---	------	--	------

株式会社マインドゲームス 青森市橋本三丁目四の一三 代表取締役 佐々木良二	変更なし	鳥潟務 青森市緑三丁目九の二	変更なし	株式会社ビービープランニング 福島県須賀川市南町一三〇 代表取締役 栗城幸一	変更なし	株式会社パステル 福島県郡山市喜久田町字前北原五 三の二六 代表取締役 鈴木直人	株式会社パステル 福島県郡山市喜久田町字前北原五 三の二六 代表取締役 吉田好一	三〇・三・一	株式会社タブリュ・アイ・システ ム 東京都豊島区池袋二丁目四三の一 代表取締役 濱中洋	変更なし	有限会社ワールドワイドヴォーグ プロジェクトストーンワールド 新潟県新潟市中央区東堀前通六番 町一〇六一の一 代表取締役 中川寿則	株式会社サンポウ 群馬県沼田市薄根町四七〇の一 代表取締役 平井秀明	三・二・三	ZAKANA KAKA株式会社 福岡県福岡市東区多の津二丁目六 の三 代表取締役 桑島光雄	変更なし	B Rサティワンアイスクリー ム株式会社 東京都品川区上大崎三丁目二の一 代表取締役 渡辺裕明	変更なし	株式会社ベルーナ 埼玉県上尾市宮本町四の二 代表取締役 安野清	変更なし	株式会社 Q u a t t r o 青森市大字浅虫字内野五五の二二 代表取締役 荒井章生	変更なし	有限会社ワーカホリック 東京都中野区新井二丁目一の一 ラ 代表取締役 遠山直樹	変更なし
---	------	-------------------	------	--	------	---	---	--------	--	------	---	--	-------	--	------	--	------	---------------------------------------	------	---	------	--	------

木村昌世 青森市大字細越字栄山三二〇の三	太田昌世 青森市大字細越字栄山三二〇の三	三〇・九・二三
株式会社ティーループ 青森市緑三丁目九の二 代表取締役 高橋耕大		三三・三・一

四 届出年月日

令和元年六月十三日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和元年七月五日から同年十一月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和元年十一月五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年七月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社日計設備

二 代表者の氏名 洞内勝輝

三 主たる営業所の所在地 八戸市白銀五丁目一の一八

四 許可番号 青森県知事許可(般一ニ七)第一三九二八号

五 取消年月日 令和元年六月六日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、管工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和元年五月十日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年七月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社タバタ塗装

二 代表者の氏名 田端鉄美

三 主たる営業所の所在地 八戸市新湊三丁目四の一三

四 許可番号 青森県知事許可(般一ニ九)第三〇〇三五三号

五 取消年月日 令和元年六月六日

六 取消しに係る建設業の許可

公 営 企 業

七 塗装工事業及び防水工事業に係る一般建設業の許可
取消しの原因となった事実

令和元年五月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和元年七月五日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 物品等の名称及び数量

電子カルテ等基幹システム賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部情報管理課

青森市東造道二丁目一の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和元年六月六日

五 契約の相手方の名称及び住所

NECキヤピタルソリューション株式会社青森営業所

青森市長島二丁目一〇の三

六 契約金額

十三億九百六十三万三千九百二十円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一

項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積であったので、契約の相手方としたものである。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭